

# 第4期安来市障害福祉計画

平成27年3月  
島根県 安来市

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1. 計画策定の背景.....	3
2. 基本理念.....	4
3. 目的及び特徴等.....	5
4. 計画の位置づけ.....	7
5. 計画の期間.....	7
<b>第2章 数値目標（必要な量の見込み）</b> .....	<b>8</b>
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	8
2. 福祉施設利用者の一般就労への移行.....	8
<b>第3章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保のための方策</b> .....	<b>9</b>
1. 訪問系サービス.....	9
2. 日中活動系サービス.....	10
3. 居住系サービス.....	13
4. 相談支援.....	13
5. 障がい児通所支援.....	15
<b>第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項</b> .....	<b>17</b>
1. 地域生活支援事業について.....	17
<b>第5章 計画推進に向けて</b> .....	<b>22</b>
<b>第6章 資料編</b> .....	<b>24</b>
1. 障がい者の現状.....	24
2. 第3期障害福祉計画期間内の実績値.....	25

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

#### (1) 法令の根拠

障害者総合支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

#### (2) 趣旨

平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。この安来市障害福祉計画は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

安来市では、平成18年度から障害福祉計画を策定し、3年毎に見直しを行ってきております。この度の第4期安来市障害福祉計画においては、今までの障害福祉計画の体系を基本に、サービス実績等を踏まえて、実態に即した見直しを行うとともに、新サービス体系における事業の定着や新たな課題への対応を図っていく計画とします。

## 2. 基本理念

国の基本指針、安来市障害者基本計画の目標及び基本理念を踏まえ、第4期安来市障害福祉計画を策定し、今後の施策を推進します。

### 【国の基本指針における基本的理念】

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

### 【安来市障害者基本計画の目標及び基本理念】

- (目 標) 地域の住民とともに支え合う地域社会の実現
- (基本理念)
- ①お互いを理解し、一人ひとりを尊重するまちづくり
  - ②障がいの有無にかかわらず、人権をまもるまちづくり
  - ③身近な地域で必要な相談と支援が受けられるまちづくり
  - ④ともに学び、ともに働くまちづくり
  - ⑤住みたい場所で、地域の人と共生するまちづくり
  - ⑥さまざまなバリアフリーを実現するまちづくり

### **3. 目的及び特長等**

#### **(1) 訪問系サービスの保障**

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

#### **(2) 日中活動系サービスの保障**

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターをいう。）を保障します。

#### **(3) 地域生活への移行の推進**

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、相談支援事業所や障害者総合支援協議会での協議等によりニーズを把握し、個別の状況に応じた支援（訪問系サービスや日中活動系サービス）を保証することにより、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるように努めます。

#### **(4) 一般就労への移行の推進**

障がい者の一般就労への移行を促進するため、障がい者等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに、島根県の行う工賃向上に向けた取り組みや、ハローワーク、松江圏域障がい者雇用支援ネットワーク等との協力を行います。

#### **(5) 相談支援体制の充実・強化**

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、利用者の状態や希望等を勘案したサービス等が提供されるよう、計画の見直しも含めて、それに対応できる体制を確保する必要があります。

また、相談支援事業所が相談支援を適切かつ効果的に実施することを含めた、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される障害者総合支援協議会を活性化させ、地域資源や課題についての情報共有や、ネットワークづくり、地域支援体制の中軸となる相談支援の在り方について協議する場として機能するよう、強化を図ります。

#### **(6) 障がい児支援の提供体制の充実・強化**

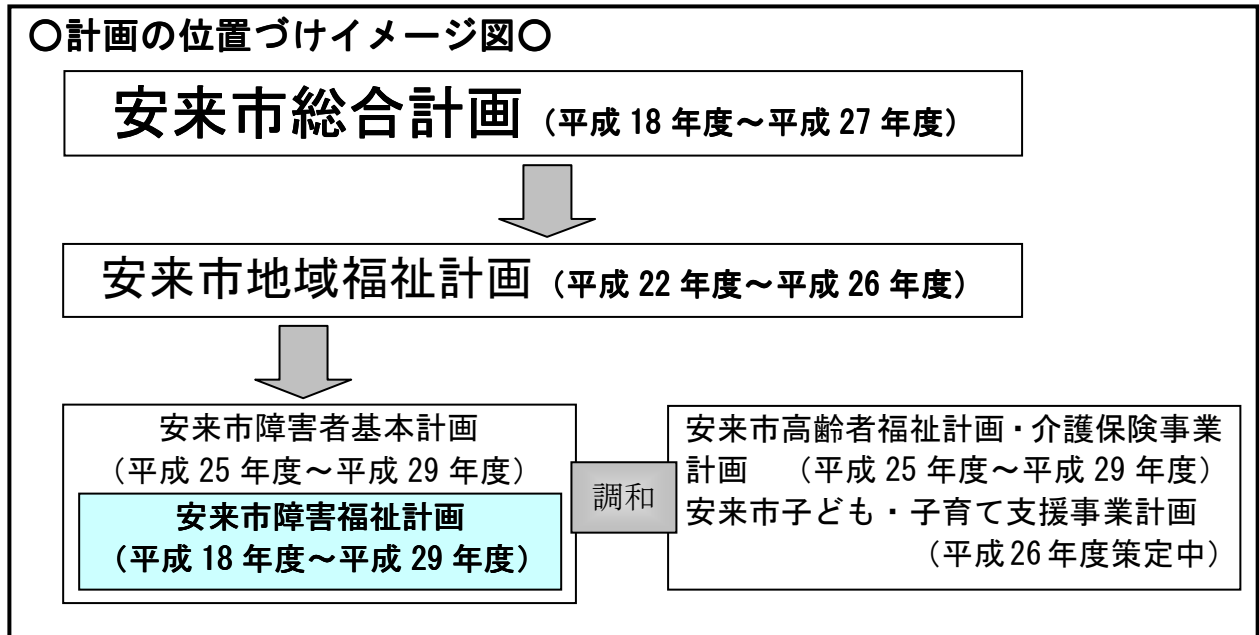
障がい児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やか

に成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

#### 4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画として位置づけられ、平成 27 年度から 29 年度の 3 年間を計画期間とします。

安来市総合計画、安来市地域福祉計画、安来市障害者基本計画との整合性を保ちながら策定します。



#### 5. 計画の期間

本計画は、平成 29 年度を目標とし、第 1 期～第 3 期障害福祉計画（平成 18 年度～平成 26 年度）に関して必要な見直しを行い、第 4 期障害福祉計画を平成 27 年度から平成 29 年度までを期間として作成します。

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第 1 期障害福祉計画 H18 年度～20 年度			第 2 期障害福祉計画 H21 年度～23 年度			第 3 期障害福祉計画 H24 年度～26 年度			第 4 期障害福祉計画 H27 年度～29 年度		

## **第2章 数値目標（必要な量の見込み）**

### **1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行**

76人（平成25年度の入所者数）→78人（平成29年度の目標値）

平成25年度末における福祉施設の入所者については76名でしたが、その後徐々に増えていき、平成26年12月においては、77名となっております。それを基にして、入所者の地域生活への移行者、特別支援学校卒業者や退院等による新規入所者の増を考え、平成29年度の施設入所者数については、78人を目標値として設定します。

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、福祉施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供するとともに、地域生活に移行した障がい者の相談支援体制の充実、地域生活の場として必要となるグループホーム等の確保、地域活動支援センターなどの日中活動の場、日常生活を支えるためのホームヘルプサービス等の支援体制を整えます。

移行にあたっては、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援を行い、計画相談支援等を利用し、障がい者等にとってより良いサービスが得られるように整備していきます。

### **2. 地域生活拠点等の整備**

1カ所（平成29年度の目標値）

本市における状況を考慮しつつ、関係機関等との情報共有や連携を行い、居住支援の機能と地域支援の機能が一体的に整備された、地域生活拠点を整備していきます。

### **3. 福祉施設利用者の一般就労への移行**

5人（平成24年度の就労者数）→5人（平成29年度の目標値）

福祉施設から一般就労へ移行される方は、毎年3人程度おられます。市には就労移行支援事業所が無い状況ではありますが、第4期計画期間においても、松江圏域障がい者雇用支援ネットワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援提供事業者、ハローワーク等と連携し、就労支援体制の充実に努めます。

また、情報提供等の場として障害者総合支援協議会を活用し、雇用の促進について協議していきます。



### 第3章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保のための方策

#### 1. 訪問系サービス

##### (1) 各年度における量の見込み及び考え方

居宅介護等の訪問系サービスは、日常生活上の介護や支援が必要な障がい者等が地域で暮らすために重要なサービスであることから、ホームヘルパー等の資質の向上を図るとともに、必要なサービス量を確保することに努めます。

第3期計画期間中のホームヘルプサービスの利用者数の伸び、1人当たりの利用量を勘案して、量の見込みを定めます。

##### ① 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や掃除・洗濯等の家事の援助を行うサービスです。

##### ② 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護が必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。

##### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつや食事の介護などを行います。

##### ④ 行動援護

自己判断能力が制限される人が外出するときに、ホームヘルパー等が、危険等を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

##### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

	27年度		28年度		29年度	
居宅介護	65人	670 時間分/月	70人	710 時間分/月	75人	750 時間分/月
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護						
重度障害者等包括支援						

## (2) 見込量確保の方策

障がいの区別無く訪問系サービスを提供します。安来市において、訪問系サービスを提供する事業者は平成 26 年 12 月現在 5 ヶ所ありますが、訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となりますので、提供体制の整備を行なっていきます。

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 各年度における量の見込み及び考え方

#### ① 生活介護事業

障害支援区分が 3 以上（入所の場合は区分 4 以上）又は 50 歳以上の区分 2 以上（入所の場合は区分 3 以上）に該当し、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。

対象者のニーズ、近年の利用者数の伸び、施設の移行計画等を勘案して、量の見込みを定めます。

27 年度	28 年度	29 年度
150 人	155 人	160 人
2,850 人日分/月	2,945 人日分/月	3,040 人日分/月

#### ② 自立訓練（機能訓練）事業

身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

実施施設が市内にありませんが、第 3 期計画期間中に 1 人の利用実績がありました。利用者のニーズ等を勘案して、量の見込みを定めます。

27 年度	28 年度	29 年度
1 人	1 人	1 人
20 人日分/月	20 人日分/月	20 人日分/月

#### ③ 自立訓練（生活訓練）事業

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

第 3 期計画期間中の利用実績は平均 16.7 人の利用がありました。利用者のニーズ及び退院可能精神障がい者のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込

まれる者の数を合算した数に平均的な利用期間を勘案して、量の見込みを定めます。  
 なお、自立訓練（生活訓練）事業には宿泊型自立訓練を含みます。

27年度	28年度	29年度
18人	18人	18人
378人日分/月	378人日分/月	378人日分/月

#### ④ 就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

市内での就労移行支援事業所が無くなったため、平成26年度の利用者数は減少しましたが、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数及び退院可能精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を合算した数に、平均的な利用期間を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
6人	7人	8人
126人日分/月	147人日分/月	168人日分/月

#### ⑤ 就労継続支援（A型）事業

一般企業等で就労が困難な人に、事業所内において、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

市内の事業所が増え、近隣の事業所の利用者も増加しているため、第3期計画期間中の伸びや、特別支援学校卒業後の利用者数等を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
38人	40人	42人
722人日分/月	760人日分/月	798人日分/月

#### ⑥ 就労継続支援（B型）事業

一般企業や就労移行支援（A型）事業での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

現在市内で5ヶ所の事業所があり、対象者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
170人	180人	190人
2,890人日分/月	3,060人日分/月	3,230人日分/月

### ⑦ 療養介護事業

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

重症心身障害児施設が平成24年度以降、障害者自立支援法における事業所へ移行したことにより第3期計画期間中には利用者が増加しています。現在の利用者数を勘案し、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
22人分/月	22人分/月	22人分/月

### ⑧ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる者の数等を勘案し見込んだ数に、障がい者等のニーズ等を踏まえて見込んだ1人当たり利用量に乗じた量を勘案して、量の見込みを定めます。

#### (福祉型)

27年度	28年度	29年度
10人	12人	14人
90人日分/月	108人日分/月	126人日分/月

#### (医療型)

27年度	28年度	29年度
4人	4人	4人
20人日分/月	20人日分/月	20人日分/月

## (2) 見込量の確保の方策

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせ

せて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。

サービス提供体制については、現在のニーズを踏まえながら、地域で必要なサービスが受けられるよう障がい者等総合支援協議会を核とし、関係機関と調整を図りながら体制整備を図ります。

### 3. 居住系サービス

#### (1) 各年度における量の見込み及び考え方

##### ① 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

福祉施設から、グループホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として、退院可能精神障がい者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
62人分/月	62人分/月	62人分/月

##### ② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

現時点の施設入所者数を基礎として、第3期計画期間中の利用者の増加、特別支援学校の進路調査、児童施設からの移行等を踏まえ、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
77人分/月	78人分/月	78人分/月

#### (2) 見込量確保の方策

入院中の精神障がい者、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助事業の計画的な推進とあわせて、病気に対するケアが必要不可欠であるため、今後の地域移行の状況を把握し、医療機関との連携を図りながら行っていきます。

### 4. 相談支援

#### (1) 各年度における量の見込み及び考え方

障がい者等が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効

果的に提供されるよう計画を作成します。

障害者総合支援法による改正により、平成 27 年 4 月から全てのサービス利用者について、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や定期的なモニタリングを行い、継続的に支援を行うこととなりました。

このことにより、これまで以上に障がい者の個別ニーズを把握し、より適切なサービス提供が可能となり、さらに、障がい者の地域生活全般を支援することが期待されます。

平成 26 年 12 月現在で、約 490 名の方に障害福祉サービスの支給決定をしており、平成 29 年度においては、約 550 名の方への支給決定が見込まれます。計画相談支援については、障害福祉サービスの利用者の増加を考慮し、在宅の利用者については 1 割程度が毎月実施、9 割程度が 6 ヶ月ごとに 1 回実施、施設利用者については 1 年ごとに 1 回実施するものとして見込み量を定めます。地域移行支援、地域定着支援については、支援の難しさもあり、第 3 期計画期間中には利用者数が少なかった状況も考慮に入れて、見込み量を定めます。

### ①計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス等利用計画の作成を行うとともに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

27 年度	28 年度	29 年度
120 人分/月	125 人分/月	130 人分/月

### ②地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。

27 年度	28 年度	29 年度
2 人分/月	2 人分/月	2 人分/月

### ③地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

27年度	28年度	29年度
2人分/月	2人分/月	2人分/月

## (2) 見込量確保の方策

平成24年度より、相談支援事業所の委託先を5箇所に増加しましたが、障害福祉サービス利用者に対しての相談支援専門員は不足すると考えられるため、より計画的・効率的に相談支援を行う必要があります。

相談支援事業に対する需要が高まっていますので、利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、障がい者等総合支援協議会を核として関係機関との連携を図っていき、障害福祉サービス利用者の数に応じた相談支援事業者の確保のための働きかけや、各種研修や相談支援事業所内での情報共有などを通じ、相談支援専門員のスキルアップを目指していきます。また、事業について、サービスを必要としている方が適切に利用できるよう情報提供していきます。

## 5. 障がい児通所支援

### (1) 各年度における量の見込み及び考え方

#### ① 児童発達支援

未就学の障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

第3期計画期間中の数を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
2人	2人	2人
3人日分/月	3人日分/月	3人日分/月

#### ② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び治療を実施します。

第3期計画期間中の数を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
3人	3人	3人
15人日分/月	15人日分/月	15人日分/月

#### ③ 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、

生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を行います。  
第3期計画期間中の数を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
10人	11人	12人
140人日分/月	154人日分/月	168人日分/月

#### ④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

第3期計画期間中の数を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
1人	1人	1人
1人日分/月	1人日分/月	1人日分/月

#### ⑤ 障がい児相談支援

障がい児福祉サービスに係る利用計画の作成、利用状況の検証、事業所等との連絡調整などを実施します。

第3期計画期間中の数を勘案して、量の見込みを定めます。

27年度	28年度	29年度
5人分/月	5人分/月	5人分/月

### (2) 見込量確保の方策

障がい児通所支援については、平成24年4月から児童福祉法に根拠法令が一本化され、体系も再編されたため実施主体が市町村となりました。関係機関及びサービス事業所等と連携し、今後の利用者の動向を注視し、必要なサービス提供体制の整備を図ります。

また、障がい児の地域生活をきめ細やかに支援するため、障がい児支援利用計画の作成により、適切かつ総合的なケアマネジメントが行われるように努めます。



## 第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

### 1. 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施できる事業です。

今後も事業計画を推進していく中で、新たなニーズや課題を把握しながら、実施可能な事業について検討していきます。

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいの特性や種別ごとの接し方などを分かりやすく解説したり、理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を行うものです。

	27年度	28年度	29年度
実施の有無	有	有	有

#### (2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援するものです。

	27年度	28年度	29年度
実施の有無	有	有	有

#### (3) 相談支援事業

##### ① 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

現在は5箇所の相談支援事業所に委託を行っておりますが、それぞれの障がい者の特性に応じたケアマネジメントが行えるよう相談支援体制の整備を行っていく必要があります。

##### ② 障がい者総合支援協議会

安来市では、平成20年度に市内に居住する障がい者等が地域で安心して生活できるよう支援し、その自立と社会参加を図るため実施する障害者総合支援法第77条第1項に規定する事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として安来市障がい者等総合支援協議会を設置しました。この協議会においては地域の関係機関とのネットワーク化を進め、

地域のニーズ、課題等を共有しながら協議を行なっていきます。

	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
<b>障がい者等総合支援協議会</b>	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行なう事業を行っていきます。

	27年度	28年度	29年度
利用件数	2件/年	2件/年	2件/年

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人の確保や市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援するものです。

	27年度	28年度	29年度
実施の有無	有	有	有

#### (6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声言語機能障害のために、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置と手話通訳者等及び要約筆記者等を派遣する事業を実施します。

	27年度	28年度	29年度
利用件数	10件/年	10件/年	10件/年

#### (7) 日常生活用具給付事業

重度障がい者（児）等に対し、下記用具の購入費用の助成を行ないます。

##### ① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）等の身体障がいを支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

##### ② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）等の入浴、

食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	27年度	28年度	29年度	単位
介護・訓練支援用具	5	5	5	件／年
自立生活支援用具	15	15	15	
在宅療養等支援用具	5	5	5	
情報・意思疎通支援用具	3	3	3	
排泄管理支援用具	200	200	200	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	5	5	5	
合計	233	233	233	

※ストマ用装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件としています。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための個別的な外出並びにグループでの外出について支援を行います。

	27年度	28年度	29年度
利用者数	30人	32人	34人
延利用時間数	1,200時間	1,280時間	1,360時間

### (9) 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。

		27年度	28年度	29年度
基礎的事業	実施箇所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	利用者数	260人	270人	280人
機能強化事業		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

### (10) 訪問入浴サービス事業

地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

	27年度	28年度	29年度
利用者数	3人	3人	3人

### (11) 手話奉仕員等養成研修事業

手話奉仕員養成講座については、2箇年の課程で奉仕員の養成を行います。

	27年度	28年度	29年度
参加者数	13人	15人	15人

### (12) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者、または身体障害者更生援護施設・授産施設に入所している障がい者の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。

	27年度	28年度	29年度
利用者数	5人	5人	5人

### (13) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行なう事業を実施します。

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20人	20人	20人

### (14) 社会参加促進事業

#### ① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がい者スポーツ大会を年1回開催します。

	27年度	28年度	29年度
実施回数	1回	1回	1回
参加者数	100人	100人	100人

② 芸術・文化講座開催等事業

障害者週間にあわせて作品展等を開催します。

	27年度	28年度	29年度
実施回数	1回	1回	1回
参加者数	50人	50人	50人

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	27年度	28年度	29年度
助成件数	8件	8件	8件

④ 障がい者の旅事業

外出機会の少ない障がい者に1泊2日で社会体験を行います。(主に知的障がい者を想定)

	27年度	28年度	29年度
実施回数	1回	1回	1回
参加者数	15人	15人	15人

⑤ リフト付き乗用車等運行事業

常時車いすを利用している障がい者及び重度の視覚障がい者の日常生活における移動を容易にするため、リフト付き乗用車等の利用を補助します。

	27年度	28年度	29年度
利用者数	40人	40人	40人

## 第5章 計画推進に向けて

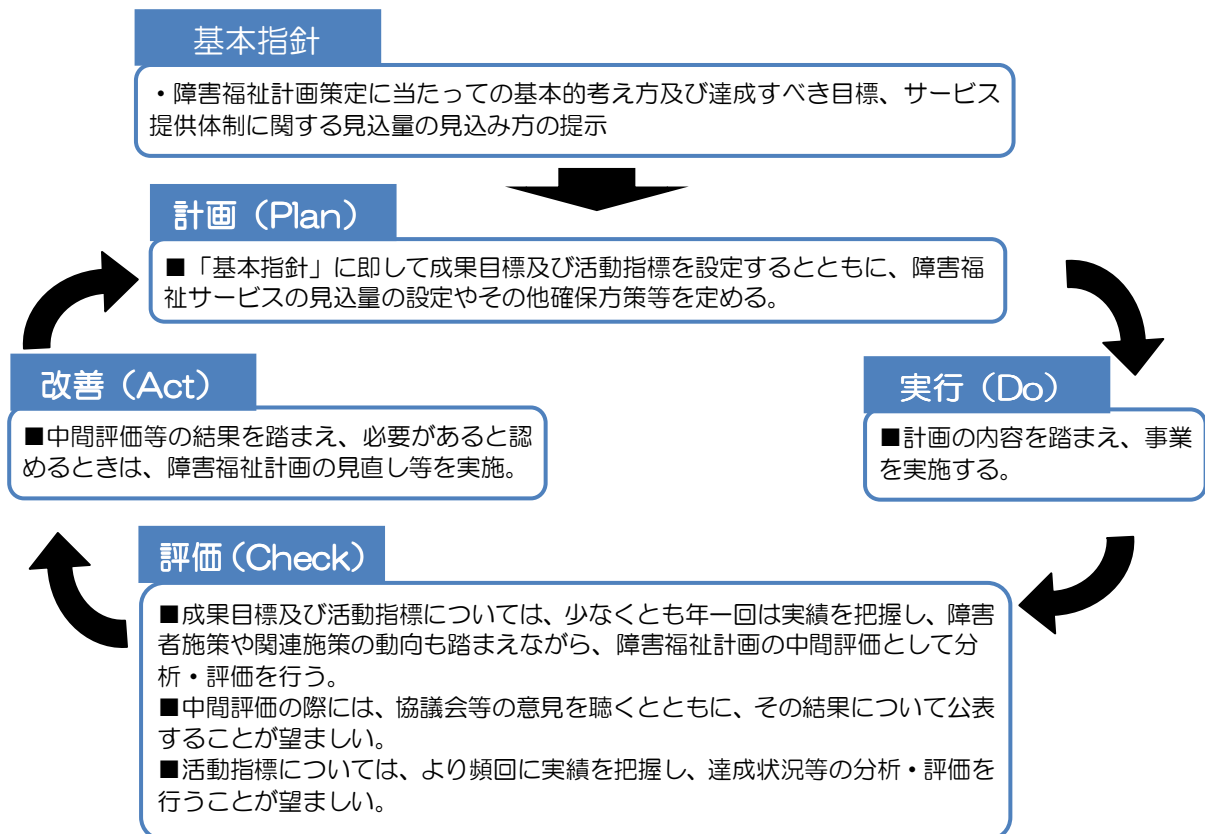
### (1) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは計画を変更するなど、必要な措置を講じる（PDCAサイクルを導入する）こととされています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、障がい者等総合支援協議会において計画の達成状況等の点検・評価を行い、計画の具体化にむけ必要な対策を協議していきます。計画達成のための施策については、専門部会や相談支援事業所との定例会で浮かび上がった問題点について協議し、安来市の社会資源の状況等を勘案して具体化していきます。

また、障がい者等総合支援協議会での相談等の中から、計画の内容に係る事例については、都度集約し、計画の見直しにつなげていきます。

### (障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



## **(2) 関係機関との連携**

障がい者等総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、協働して計画の推進に努めます。

また、島根県障害者福祉計画と必要な調整を図りながら、障がい者保健福祉圏域である松江市や、隣接する鳥取県米子市とも連携し、より良いサービスが提供できるよう努めます。

## **(3) 情報の提供及び啓発活動**

必要とするサービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、障がい者等総合支援協議会の活動内容や計画の進捗状況等を公開しながら、障がい者等への理解を深めるための啓発活動を行っていきます。

## **(4) 財源の確保**

計画自体の実効性を担保する観点から、計画量に応じた財源の確保に努めます。

## 第6章 資料編

### 1. 障がい者の現状

#### (1) 身体障害者手帳所持者数（平成26年12月1日現在）

身体障害者手帳所持者数は、平成26年12月1日現在で2,068人となっており、等級別でみると4級が678人と最も多く、障がい別では肢体不自由者が1,118人で半数以上を占めております。

##### ① 等級別

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
588人	236人	313人	678人	115人	138人	2,068人

##### ② 障がい別

視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体	内部	合計
112人	339人	22人	1,118人	477人	2,068人

#### (2) 療育手帳所持者数（平成26年12月1日現在）

療育手帳所持者数は、平成26年12月1日現在で348人となっています。

A（重度）	B（軽度）	合計
149人	199人	348人

#### (3) 精神障害者保健福祉手帳数（平成26年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年12月1日現在376人となっており、2級が208人と半数以上を占めています。

1級	2級	3級	合計
84人	208人	84人	376人

#### (4) 自立支援医療(精神通院)受給者（平成26年12月1日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年12月1日現在596人となっております。

#### (5) 障害支援・程度区分認定状況（平成26年12月1日現在）

平成26年12月の福祉サービス利用者の障害支援・程度区分は、313人となっており、区分4以上の方が60%を超えています。

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
75人	34人	57人	79人	62人	6人	313人



## 2. 第3期障害福祉計画期間の実績値

サービスの種類	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26.12 月度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動援護 重度障害者等包括支援	人	60	53	65	64	70	66
	時間分	600	517	650	655	700	704
生活介護	人	112	134	115	142	118	143
	人日分	2,240	2,576	2,300	2,757	2,360	2,816
自立訓練(機能訓練)	人	1	0	1	1	1	0
	人日分	22	0	22	20	22	0
自立訓練(生活訓練)	人	10	19	11	19	12	15
	人日分	220	411	240	340	260	325
就労移行支援	人	10	13	12	7	14	5
	人日分	220	209	264	115	308	80
就労継続支援(A型)	人	21	23	24	31	27	38
	人日分	462	450	528	588	594	710
就労継続支援(B型)	人	125	147	130	151	135	152
	人日分	2,250	2,395	2,340	2,539	2,430	2,540
療養介護	人分	14	22	15	21	16	21
短期入所	人	9	9	9	10	9	16
	人日分	135	61	135	105	135	141
共同生活支援 共同生活介護	人分	80	66	84	63	88	58
	定員数		64		50		50
施設入所支援	人分	70	76	72	76	74	77
計画相談支援	人分	50	57	90	86	125	84
地域移行支援	人分	3	2	4	1	4	1
地域定着支援	人分	6	0	8	2	8	1
児童発達支援	人分	4	5	5	4	6	3
放課後等デイサービス	人分	8	7	9	8	10	9

事業名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26.12 月度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
1 相談支援事業						
(1)相談支援事業						
①障害者相談支援事業	5	5	5	5	5	5
②地域自立支援協議会 (障がい者等総合支援協議会)	1	1	1	1	1	1
2 成年後見制度利用支援事業	1	0	2	0	3	1
3 コミュニケーション支援事業	25	6	25	9	25	5
4 日常生活用具給付等事業						
(1)介護訓練支援用具	5	5	5	8	5	2
(2)自立生活支援用具	15	16	15	16	15	7
(3)在宅療養等支援用具	3	4	3	6	3	5
(4)情報・意思疎通支援用具	5	3	5	3	5	2
(5)排泄管理支援用具	180	179	190	178	200	188
(6)居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4	4	4	5	4	8
5 移動支援事業	30	25	32	34	34	26
※上段に実利用者数、下段に述べ利用時間数	1,050	1,043	1,120	1,316	1,190	1,155
6 地域活動支援センター	1	1	1	1	1	1
※上段に実施箇所数、下段に実利用者数	215	231	220	251	225	263
7 訪問入浴サービス	3	2	4	1	5	1
8 日中一時支援事業	40	29	40	22	40	20
9 奉仕員養成研修事業	25	17	25	12	25	13
10 更生訓練費給付事業	15	3	18	2	21	3
11 社会参加促進事業						
(1)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	100	80	100	80	100	72
(2)芸術・文化講座開催等事業	55	38	60	34	65	47
(3)自動車運転免許取得・改造助成事業	8	9	8	5	8	6
(4)障がい者の旅事業	15	17	15	19	15	16
(5)リフト付き乗用車等運行事業	35	40	35	38	35	41